

韮崎市に住み、働くあなたを応援！

奨学金の返還を 支援します

／ 5年間で最大／

100万円

【助成金】 ※繰上償還等による返還額は含みません

- ・大学等在学時貸与の奨学金：年額上限20万円
- ・高校等在学時貸与の奨学金：年額上限10万円

【対象となる奨学金】

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
- ・韮崎市育英奨学金 など

【助成対象者】 ※下記のすべてに該当する方

- ・大学等または高校等在学時に奨学金の貸与を受けた方
- ・認定申請の年度末時点で満30歳未満の方
- ・韮崎市に住民基本台帳の登録があり、本市を生活の拠点としている方
- ・就業または起業している方、個人で農業を営む方またはその事業専従者
- ・令和4年4月1日以降に奨学金の返還を始めた方
- ・他の制度による奨学金返還の助成金等を受けていない方
- ・市税等及び奨学金の返還を滞納していない方

【助成対象期間】

- ・最初に認定通知を受けた年度から5年、または交付申請をする年度末時点において満30歳未満のいずれか早い日を限度とする

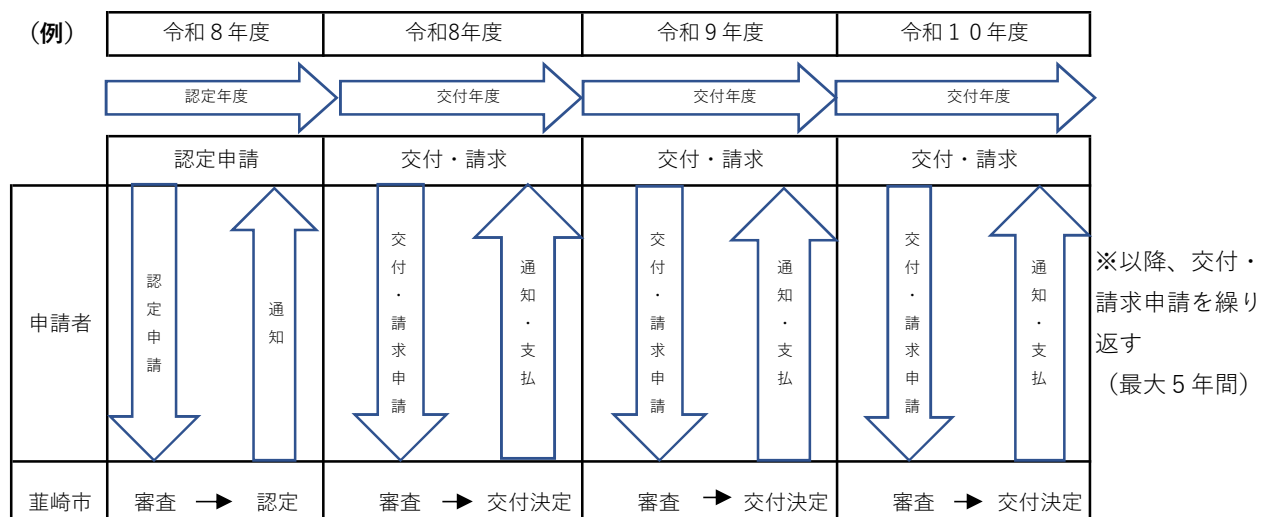
【問い合わせ先】

韮崎市 移住定住促進課 移住定住担当
TEL:0551-45-9159
(受付時間／平日8時30分～17時15分)

▶ 詳細はこちらから



■助成金交付の流れ **【期限】 年度末（3月31日）まで**



■申請及び提出書類 **（奨学金を返還した年度の3月31日までに申請）**

- 認定申請（※初年度のみ申請）
 - 卒業の証明書類
 - 奨学金の借入額、借入期間、返還額が確認できる書類
 - 勤務先及び就労状況等を証する書類（労働条件通知書、雇用契約書の写し等）
（住民登録の有無（いつからか）は市が確認）
- 交付・請求申請（※毎年申請が必要）
 - 奨学金等の返済済額を証する書類の写し
 - 就業等を証する書類（その他市長が必要と認める書類）
（収納状況は市が確認）

■よくある質問

- Q1 市内の企業に就職しましたが、助成の対象となりますか？
A1 葦崎市に住民登録があれば就業先の所在地は問いませんので、対象となります。
- Q2 令和3月10月から奨学金の返還を開始しています。この場合でも助成対象となりますか？
A2 令和4年4月1日以降に奨学金の返還を開始した新規卒業者が対象となりますので、対象となりません。
- Q3 就業の条件は何ですか？
A3 事業主と雇用契約を締結していて、雇用保険の一般被保険者や公務員の方が対象となります。
（1週間の所定労働時間が30時間以上）
- Q4 現在、葦崎市に住民登録がなくても申請できますか？
A4 申請時、葦崎市に住民票があり葦崎市を生活の本拠地としている必要があります。
年度内に転入・転出した場合は、上限額×居住月数/12の額が対象となります。
- Q5 高校と大学でそれぞれ奨学金の貸与を受け返済している場合、助成金の上限額はいくらになりますか？
A5 高校在学時貸与の奨学金返還助成額は年額上限10万円、大学在学時貸与の奨学金返還助成額は年額上限20万円ですので、それぞれ貸与を受けていた場合の助成額は合計で年間上限額30万円となります。
- Q6 年度途中で就業先が変わり離職していた期間があります。この場合はどうなりますか？
A6 離職期間は助成対象外となります。
- Q7 休業（産休、育休、病休等）した場合はどうなりますか？
A7 離職していなければ対象となります。
- Q8 勤務先から奨学金返還助成を受けている場合は対象になりますか？
A8 他の制度による奨学金返還の助成金等を受けている場合は助成対象外となります。